

事案の概要**1. 事案の概要**

かんぽ生命は2023年12月26日に一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可を取得しましたが、認可取得前に、日本郵便およびかんぽ生命の社員である生命保険募集人が167名のお客さまへ販売開始後のお申込みを目的として商品概要のご説明をするなどの勧誘行為を行ったものです。

なお、販売開始前においては契約関係書類の作成をシステム上制限しており、具体的な契約内容の説明や申込手続きは販売開始後に実施しています。

(参考) 一時払終身保険の販売に係る経緯

- 2023年10月2日
 - ・ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）に基づく届出
 - ・ 同届出を行った旨および届出内容を公表^(※1)
- 2023年12月26日
 - 保険業法（平成7年法律第105号）に基づく認可を取得^(※2)
- 2024年1月4日
 - 販売開始

(※1) かんぽ生命は、新商品を販売する場合、郵政民営化法上の届出を行っており、郵政民営化委員会が調査審議の必要性を判断する等の事情を踏まえ、かんぽ生命は、届出を行った旨および商品概要について公表をすることとしています。

(※2) 保険会社が新商品を販売開始する際（勧誘を含む。）には、事前に保険業法上の認可取得が必要です。

2. 発覚の端緒

非公開金融情報の不適切な利用に係る調査を行う中で、一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可を取得する前に、募集人がお客さまへ勧誘を行った疑義を検知したことから、調査を実施した結果、認可取得前に募集人が勧誘を行った事案が発覚しました。

以上